

政令第七十六号

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十一条第二号、第十二条第一項、第十七条第六項及び第二十条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十七条第一項及び第二百二十六条の三第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百一十一条第一項（同法第四百十二条第二項及び第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第四百四十四条第二項及び第四百四十四条の三十一並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 一般の退職手当（第一条の三―第九条の四）

第三章 特別の退職手当（第九条の五―第十五条）

第四章 退職手当の支給制限等（第十六条―第十九条）

附則

第一章 総則

第一条の二中「第二条の二第一項ただし書」を「第二条の三第一項ただし書」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 一般の退職手当

第六条の四中「第六条の四第四項第三号イ」を「第六条の四第四項第六号イ」に改める。

第七条第二項及び第三項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第九条の四（見出しを含む。）中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条の五を削り、第九条の六を第九条の五とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章 特別の退職手当

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条を第十五条とし、第十条の五を第十四条とし、第十条の四を第十三条とし、第十条の三を第十二条とし、第十条の二を第十一条とする。

本則に次の一章を加える。

第四章 退職手当の支給制限等

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第十六条 法第十一条第二号ホに規定する政令で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

一 内閣総理大臣 内閣総理大臣

二 法第十一条第二号ホに掲げる職員のうち、当該職員の退職の日において当該職員に対し同号ホに規定する懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの

当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該

職に相当する職）の任命権を有する機関

（一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情）

第十七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。

（一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情）

第十八条 法第十七条第六項に規定する政令で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額とする。

（総務省令への委任）

第十九条 法第十二条第二項（法第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及

び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の書面の様式は、総務省令で定める。

附則第九項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十六項第一号中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十七項ただし書中「第十三条」を「第十九条第二項又は国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号。附則第二十一項において「法律第九十五号」という。）第一条の規定による改正前の法第十三条」に改める。

附則第十九項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十一項中「第十三条」を「第十九条第二項若しくは法律第九十五号第一条の規定による改正前の法第十三条」に改める。

（国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「法第十三条」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の法第十三条」に改める。

附則第十二項から第十四項までの規定中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第二十項中「第七条の二第四項」を「第十九条第三項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「に関する」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「国家公務員退職手当法第七条の三第一項」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第七条の三第一項」に改める。

（恩給給与規則の一部改正）

第七条 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条を削る。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項中「組合員が」を「組合員若しくは組合員であつた者が」に、「処せられ、又は」を「処せられた場合、組合員が」に改め、「規定する懲戒処分」の下に「(以下この条において「懲戒処分」という。)を受けた場合又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が同項に規定する退職手当支給制限等処分(以下この条において「退職手当支給制限等処分」という。)」を、「又は懲戒処分」の下に「若しくは退職手当支給制限等処分」を加え、同項第二号中「月数が」を「月数(国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員(以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。))である組合員(職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。))又はこれに相当する給付の支給を受けることができるときは、以下この号及び第四号において同じ。))が退職した日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員を除く。」が退職する場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員を除く。」が退職手

当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」に改め、同項に次の一号を加える。

四 退職手当支給制限等処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

第十一条の十第二項中「退職共済年金、障害共済年金又は」を削り、「第九十七条第一項又は第二項」を「第九十七条第二項」に改め、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は」を削り、同条第四項中「第一項の懲戒処分」を「懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分」に改め、同条第五

項中「組合員期間の月数」の下に「、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数」を加える。

第四十八条に次の一項を加える。

4 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第九十七条第一項の規定の適用については、その者に対してされた地方公務員等共済組合法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分は、法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分とみなす。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第九条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項の表第十一条の十第一項の項中「組合員が」を「組合員若しくは組合員であつた者が」に、「限る。」を「限る。以下この項において同じ。」若しくは厚生年金保険の被保険者であつた者が」に、「組合員期間」を「組合員期間に係る」に、「同じ。」を「同じ。」に係る」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)の一部を次のように改正する。

組合員が	旧適用法人施行日前期間内に
組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分	旧適用法人施行日前期間中の行為に関する退職手当支給制限等処分

組合員が 旧適用法人施行日前期間内に

に改める。

を

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十一条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「組合員が」を「組合員若しくは組合員であつた者が」に、「処せられ、又は」を「処せられた場合、組合員が」に改め、「規定する懲戒処分」の下に「(法第四百二十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第一百一十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。)を受けた場合又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が法第一百一十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分(法第四百二十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第一百一十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。)」を、「又は懲戒処分」の下に「若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分」を加え、同項第二号中「月数が」を「月数(地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員(以下この号及び第四号において「再

任用職員等」という。)である組合員(職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。)又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。)が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が」に改め、同項に次の一号を加える。

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得

た割合

第二十七条第二項中「退職共済年金、障害共済年金又は」を削り、「第百十一条第一項又は第二項」を「第百十一条第二項」に改め、同条第四項中「第一項の懲戒処分」を「懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分」に改め、同条第五項中「組合員期間の月数」を「組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第百十一条第一項の規定の適用については、その者に対してされた国の新法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分は、法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分に相当する処分とみなす。

第五十三条中「規定する懲戒処分」を「規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という

。）」に、「同項」とあるのは「法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条第一項」と、「又は懲戒処分を受けた」とあるのは「又は地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇された」を「第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第四百四十二条第二項」とあるのは「第百四十四条の三第二項」と、「退職手当支給制限等処分を含む。」とあるのは「退職手当支給制限等処分に相当する処分（」と、「又は懲戒処分若しくは」とあるのは「地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇され、又は」に、「第一項の懲戒処分を受けた」を「懲戒処分」に、「解雇された」と読み替える」を「解雇され」と読み替える」に改める。

第六十八条に次の一号を加える。

十 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。

（総務省組織令の一部改正）

第十二条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条中「恩給審査会」を削る。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

附 則

この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

理由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情等を定めるとともに、国家公務員共済組合法施行令その他の関係政令の規定の整備をする必要があるからである。